

多摩第二小学校校舎建替にあたっての基本的な考え方

多摩第二小学校校舎建替にあたっての基本的な考え方

趣旨

多摩第二小学校の校舎は、昭和38年に第1期校舎を建設し、その後児童の増加に伴いこれまでに5度の増築を行い現在に至っている。平成9年には校舎棟の耐震補強工事を施し、一定の安全性は確保したところであるが、第1期校舎については平成25年には築50年が経過し、他の建物についても築後40年以上を経過する建物であり、設備面等の老朽化が進んでいる。

また、本校の敷地形状は、建物敷地が約7mの段差で二分されている特異な形態であり、建物も上下二段の敷地に分散されていることから、建物間の移動に時間を要することや移動時の安全性等の問題があるなど諸問題、諸課題を有した学校である。

このことから、「施設の老朽化」及び「安全性」に対応するとともに「良好な学習環境」を構築するため、多摩第二小学校の校舎を建替えることで計画が立案された。

校舎の建替えにあたっては、校舎の分散化における問題点を解消するため、校舎機能は一ヶ所に集中する形状とする。なお、限られた経費のなかでよりよいものを構築するため、建設中の仮設校舎対応は行わず、現校庭を新校舎の建設場所とし、現状の建物を使用しながらの新校舎の建設とする。

計画を進めるにあたっては、「小学校施設整備指針」（文部科学省：最新版）に基づき、「新しい時代にふさわしい、新しい教育」に対応できる施設づくりとし、限られた敷地形状の中で効率の良い施設環境を構築することを主題とする。

また、計画の前段で行われた市民参加によるワークショップで提示された建替えにあたっての基本コンセプトを尊重するとともに、社会情勢の変化や厳しい財政状況への対応等の諸課題を解決し、経済的で高品質な設計への最適化を図るものとする。

1. 計画敷地概要

1)敷地面積

18,049.10㎡(法面含む)

2)用途地域・地区

第一種中高層住居専用地域	建蔽率60%	容積率200%
準住居地域	建蔽率60%	容積率200%
23m第二種高度地区	準防火地域	

2. 計画建物規模

校舎 6,500㎡以内(基本設計・実施設計)

体育館 1,000㎡以内(今回は基本設計のみ)

3. 事業費

校舎新築及び既存校舎解体、外構、校庭整備等
20億円

4. 計画上の制約・条件

- 1) 仮設校舎は造らず現状の学校運営を継続しながらの建替え計画とする。
- 2) 新校舎の計画場所は、現校庭部分とする。
- 3) 新校舎完成後、既設校舎棟を解体し、跡地を校庭として整備する。
- 4) 校庭は、現行の校庭と同等以上の機能確保に努める。
- 5) 約7mの段差を持つ敷地形態に対し、この段差を有効活用できる施設構成とする。(校地西側の雑木林(学校用地)の活用も検討する)
- 6) 体育館は将来建替構想を踏まえ、今回計画の校舎棟との動線や空間構成を検討し、全体的な建物配置計画を行う。
- 7) 計画敷地が狭隘なことから建物配置が並列やコの字、ロの字形となることが想定されるが、この場合、日照・通風等の環境が十分に確保できる形態とする。
- 8) 計画場所の隣接地への影響を十分に考慮する。(日照・通風・圧迫感等)
- 9) 職員室・保健室等の管理諸室の配置は全体的な管理が容易に行える場所に配置する。
- 10) 計画場所の北側にある民家は、平成25年度中に移転する予定であり、移転後は学校用地となる。
- 11) 現学童クラブは、新体育館建設時には取り壊すこととし、移転場所については現体育館跡地を想定。

5. 豊かな学習・生活空間の構築

- ・将来の教育変化に対応できるよう平面的なフレキシビリティの追求
- ・児童の教室以外の居場所づくり
- ・新校としての新たな価値観をもつ空間づくり
- ・特別教室の複合型の検討

例：(図書・コンピュータ・視聴覚機能等の一体化)

ただし、単体での使用も考慮したものとする。

- ・トイレ整備（単に排泄の場でなく付加価値のある空間づくり）

6. 防災

震災時等は、体育館は地域の避難場所となり、また、児童は保護者引き取りまで留め置くことから、これらに必要な設備を整備する。

7. エコスクール

自然エネルギーの活用・施設の省エネ化・地球環境保全の配慮 など
設備面だけでなく、断熱性能の向上など、建築ハードによるエコスクールの検討

8. バリアフリー対策

エレベーターの設置・身障トイレの設置・スロープの設置 など

9. 安心・安全・快適な施設づくり

死角のない平面計画、動線の再考（管理諸室の配置替）

シックスクール対策・耐震、耐火・強化ガラス など

大ガラス面の構成は極力避ける

木質の内装など、児童にとって暖かみのある快適な環境の構築

10. 地域との連携

学校・地域連携場所の構築及び学校開放（図書室等）時の
管理区画・出入り口の整理 など

11. 諸室の整備

・普通教室は、間口8m、奥行8mを標準とし、従来型のオープン形式とはしない。

・普通教室は24教室を整備するものとし、そのうち2学年に1ヶ所、普通教室2教室分のスペースを可動間仕切り等により少人数学習室や多様な活動に

対応できる形態とする。

- ・特別支援通級学級として、3教室分のスペースを確保する。

【特別教室】

図工室、理科室、音楽室、家庭科（調理・被服）、図書室、コンピュータ教室、生活科室、視聴覚室、低学年用図工室、低学年用音楽室
(特別教室は準備室を含め普通教室2教室程度の規模とする。)

【管理諸室】

職員室、校長室・応接室、保健室、用務員室、事務室、放送室、印刷室、教育相談室、会議室、PTA活動室、児童会室、教材・資料室、給食配膳室
職員更衣室、メモリアルコーナー、ラウンジや談話コーナーなど
(保健室は普通教室2教室程度の規模とする。)
(教材・資料室、倉庫等の収納スペースは可能な限り多く)

- ・その他（屋外施設） 陶芸小屋、体育倉庫、管理倉庫、飼育観察小屋